

許可を取り消すことがあります

以下の行為があった場合は、小規模特定事業の許可を取り消す場合があります。

- 改善命令・事業停止命令または措置命令に違反した場合
- 虚偽その他不正の手段により許可を受けた場合
- 許可を受けた者が暴力団関係者など欠格事由に該当した場合
- 小規模特定事業の内容を許可を受けずに変更した場合
- 搬入禁止命令に違反した場合

刑罰が科されることがあります

以下の行為があった場合は、刑罰が科される場合があります。

- 措置命令違反、無許可事業、無許可変更
2年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 搬入禁止命令違反、改善命令違反、事業停止命令違反
1年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 搬入事前届出義務違反、地位承継届出義務違反、帳簿記載義務違反 など
50万円以下の罰金
- 軽微変更届出義務違反、小規模特定事業完了等届出義務違反、書類等保存義務違反
30万円以下の罰金

～ 問い合わせ・届出窓口 ～

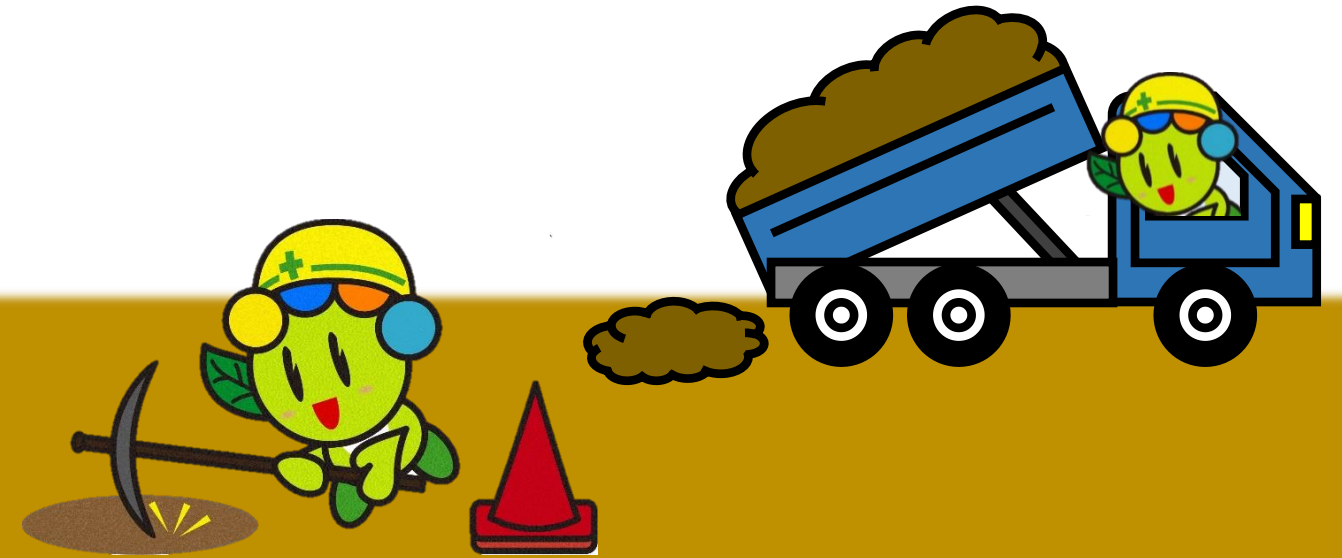
太田市役所 産業環境部 環境対策課

〒373-8718 太田市浜町2番35号

電話：0276-47-1893

太田市土砂等による埋立て等の 規制に関する条例が施行されます

(太田市土砂条例)



平成31年4月1日より次の行為に**規制**がかかります。

1,000 m²以上～3,000 m²未満
の土砂等による埋立て等を行おうとするとき
(小規模特定事業を行なおうとするとき)

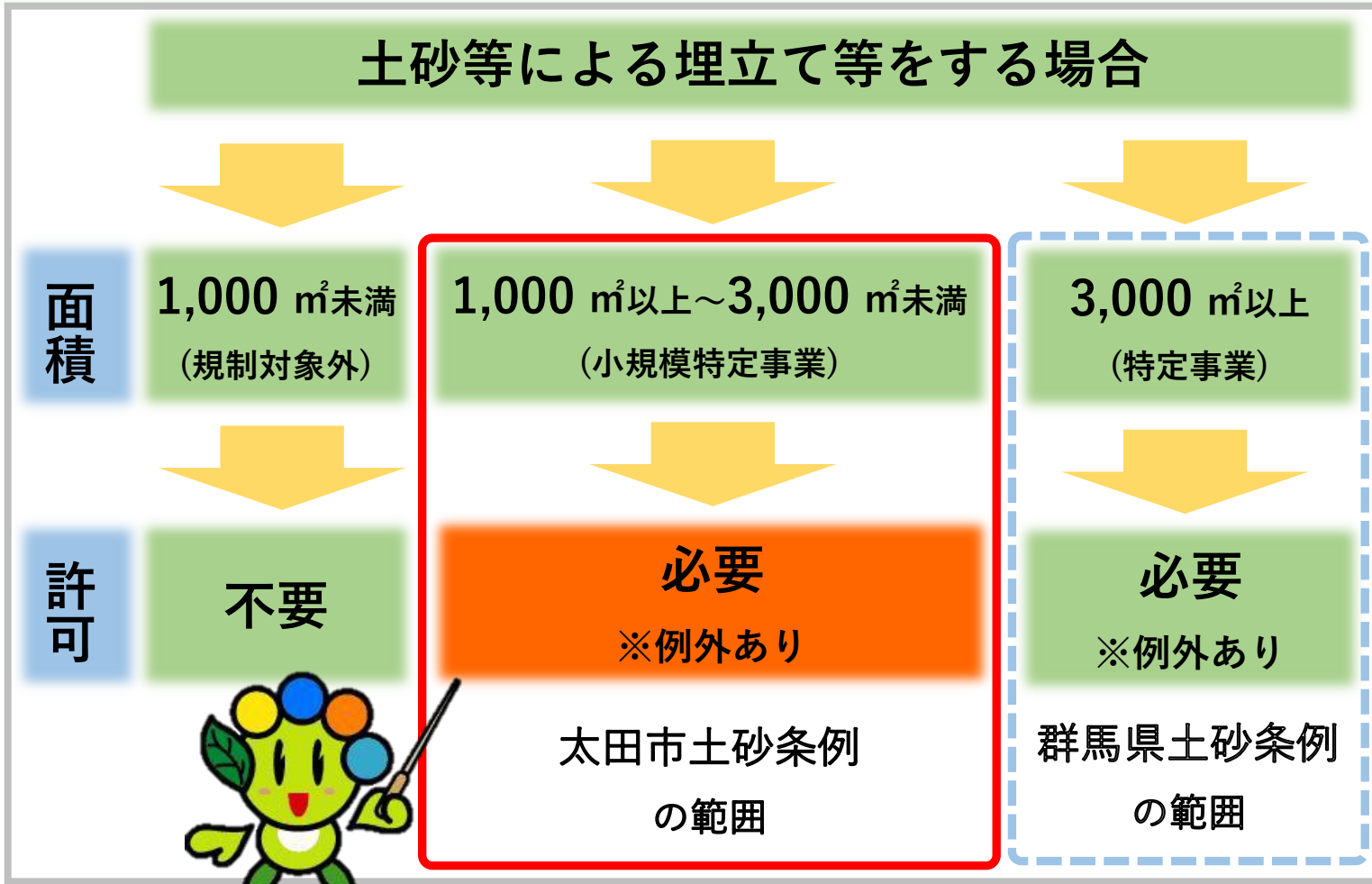
太田市長の**許可**が必要



太田市

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例との違い

太田市土砂条例は、群馬県土砂条例で規制されない小規模の埋立て等についても規制をする上乗せ条例です。



※例外的に許可が不要なもの

- ◎宅地造成等の埋立て等であって、事業区域内から採取された土砂等によるもの
- ◎国、地方公共団体などが行うもの
- ◎この条例若しくは他の法令等に基づくもの
- ◎災害復旧時の応急措置及び通常管理行為として行うもの
- ◎法令等の規定による許可を受けたもの など

禁止される埋立て等について

土壌基準に適合しない、汚染された土砂等による埋立て等はいけません。なお、土壌基準とは環境基本法で定められている29項目の環境基準です。

この条例の手続きについて

審査及び許可には一定の期間がかかります。提出期限を厳守するとともに、添付資料や記載事項に不備がないよう注意してください。

許可申請

申請書に必要事項を記入し、関係書類を添付して環境政策課に提出してください。なお、申請には所定の手数料がかかります。

●新規許可申請 30,000 円 ●変更許可申請 20,000 円

主な添付書類

- 位置図・見取図
- 法人の登記事項証明書
- 法人の役員の住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 土地所有者の承認書
- 施工管理者の住民票の写し
- 小規模特定事業区域の現況平面図・現況断面図・面積計算書・計画平面図・計画断面図及び雨水排水図
- 土砂等埋立て等区域の計画平面図・計画断面図及び面積計算書
- 予定容量計画書
- 現況写真

審査・許可

欠格事由に該当していないか、技術上の基準を満たしているかなどを審査し、適合している場合は許可をします。なお、許可に条件を付し、および条件を変更することがあります。

事業開始

事業開始後は、以下の手続き等が必要となります。

- 標識の掲示
- 車両の表示
- 帳簿の記載(土砂等の搬入日報を3か月ごとに報告)
- 土砂等の搬入の事前届出(土砂等排出元証明書を添付)
 - ①搬出場所ごとに、②同一の排出場所から搬入する量が5,000m³を超えるごとに、搬入しようとする10日前までに届出が必要。
- 土壌検査・水質検査の実施
 - 6か月ごと、または土砂等搬入量が5,000m³を超えるごとに検査し、1か月以内に報告。
- 変更許可申請・軽微変更届(14日以内に届出)

事業完了

完了・廃止した場合は10日以内に届け出が必要となります。